

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2970号)

令和4年12月15日

横情審答申第2970号

令和4年12月15日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

令和2年7月2日健障自第1079号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「福祉保健システム上に記録されている本人に係る個人情報のうち、
特別障害者手当台帳における却下日」の個人情報非訂正決定に対する審
査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「福祉保健システム上に記録されている本人に係る個人情報のうち、特別障害者手当台帳における却下日」の個人情報を非訂正とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「福祉保健システム上に記録されている本人に係る個人情報のうち、特別障害者手当台帳における却下日」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和2年2月26日付で行った個人情報非訂正決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非訂正理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第37条第2項の規定に基づき全部を非訂正としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 特別障害者手当（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第26条の2に規定する特別障害者手当をいう。以下同じ。）の認定請求の却下処分（以下「却下処分」という。）の日付に関する情報については、福祉保健システム及び文書管理システムで管理している。却下処分をするためには、福祉保健システム上の特別障害者手当台帳（以下「特別障害者手当台帳」という。）に却下情報を入力して特別障害者手当認定請求却下通知書（以下「却下通知書」という。）を出力し、文書管理システムを使用して決裁を受けて却下通知書を施行する。事務処理の終了した却下処分に関する文書は、文書管理システムにより記録し、整理し、行政文書分類表に定める期間保存している。
- (2) 却下処分の日は、却下通知書の施行日であるところ、福祉保健システムでは、却下情報を入力した日が却下日として自動的に反映されるため、特別障害者手当台帳における特別障害者手当の認定請求の却下日は、却下情報を入力した日となり、却下通知書の施行日とはならない。また、1件の認定請求に関する全ての履歴を記録することが困難なことから、1件の認定請求に対して複数の却下処分を行った場合にも特別障害者手当台帳における却下日は、認定請求に対する最初の却下処分に係

る却下情報を入力した日となり、却下処分の日は却下通知書の施行日として文書管理システムに記録して管理している。

- (3) 審査請求人に係る特別障害者手当の却下情報は、審査請求人に係る特別障害者手当の認定請求に対する最初の却下処分（以下「第一却下処分」という。）に係る却下情報を入力した日が特別障害者手当台帳における却下日として自動的に反映されており、第一却下処分の日、神奈川県への審査請求に対する裁決を経て行った却下処分（以下「第二却下処分」という。）及び国への再審査請求に対する裁決を経て行った却下処分（以下「第三却下処分」という。）の日は、第一却下処分から第三却下処分までに係る却下通知書の施行日として文書管理システムに記録して管理している。
- (4) 審査請求人は、本件訂正請求の理由として、障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱規程（以下「事務取扱規程」という。）及び障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱要綱（以下「事務取扱要綱」という。）において記録が義務付けられているにもかかわらず、第二却下処分及び第三却下処分の無記録は事務取扱規程及び事務取扱要綱に違反する旨主張しているが、事務取扱規程及び事務取扱要綱は横浜市が定めたものではないし、横浜市において1件の特別障害者手当の認定請求に関する全ての履歴を福祉保健システムに記録する義務を定めるものでもない。
- (5) また、審査請求人は、特別障害者手当台帳の却下日を第一却下処分の日に訂正するよう請求しているが、横浜市においては、却下処分の日は却下通知書の施行日として文書管理システムに記録して管理しており、特別障害者手当台帳の却下日は、第一却下処分に係る却下情報を入力した日を管理するものであるため、本件保有個人情報訂正することは、本件保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内ではない。
- (6) 以上のことから、本件保有個人情報を訂正する義務がないため、非訂正とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消す裁決を求める。
- (2) 本件処分の判断は、以下の誤り及び理由不備のため、取り消されるべきである。

ア 事務取扱規程及び事務取扱要綱により、特別障害者手当に関する記録（受付処理

簿、受給者台帳及び受付処理簿の処理経過欄への却下通知書の交付年月日の記入)の備えが義務付けられている。

横浜市は、受付処理簿及び受給者台帳をシステム化して特別障害者手当台帳として一括管理しているものと思われるが、特定年月日 a 付の審査請求人に係る特別障害者手当の認定請求に対して、三度の却下処分を行っているにもかかわらず、特別障害者手当台帳の却下情報の却下日欄には「特定年月日 b」としか入力されていない。

事務取扱規程及び事務取扱要綱は、却下通知書の交付年月日の記載を求めているため、特別障害者手当台帳の第一却下処分の却下日は誤りである。また、第二却下処分及び第三却下処分の無記載は、事務取扱規程及び事務取扱要綱に明らかに反している。

不服申立てによる処分の取消し等は当然想定される事態であり、事務取扱規程及び事務取扱要綱において記録が義務付けられているにもかかわらず、システムの機能障害を理由に記録できないとは到底考えられず、納得できない。

イ 決裁案件ごとに管理する文書管理システムと対象個人ごとに管理する福祉保健システムでは、以下の理由により管理目的と方法が違うため、仮に同一の個人情報が入力されていたとしても同一管理しているとはいえない。

(ア) 文書管理システムと福祉保健システムとの間でデータの連携は行われていないため、両システム間の情報が一致していなくてもエラーにならない。

(イ) 文書管理システムによる特別障害者手当の認定請求に対する却下処分に関する情報の保存期間は5年間となっている一方、福祉保健システムにおける情報の保存期間は定められていない。

ウ 非訂正の理由に、事務取扱規程及び事務取扱要綱の違反に対する記載がなく、また、訂正するために必要な「利用目的の達成に必要な範囲内」に関する判断に当たり「特別障害者手当台帳の利用目的」が明らかでないのは、理由不備に該当する。

「利用目的の達成に必要な範囲内」に関する判断に当たって、法令等に違反したまま訂正する必要がないと判断することが妥当であるとは到底考えられない。

エ 審査請求人が「本来、特別障害者手当台帳に却下通知書の交付年月日が記録されるべき」である旨主張するのは、「特別障害者手当等支給事務の手引」（厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課監修。以下「手引」という。）の「受給資格についての審査の結果、支給要件に非該当と認めたときは次により処理を行う。・・・

(エ) 受付処理簿の処理経過欄に却下通知書の交付年月日を記入する。」との記載を基にしている。

横浜市においては、手引による「受付処理簿」ではなく、特別障害者手当台帳として福祉保健システムにおいて管理しているが、紙台帳に記載されるべきものが、電子台帳においても入力されるべきものであるのは明らかである。

他の自治体では、手引と同一文言の事務取扱要綱等を規定しているが、横浜市ではそのような事務取扱要綱等はない。

特別障害者手当は、国が行う制度であり、所管である厚生労働省の指導監督を受けて、各自治体が運用しているのであるから、自治体ごとに運用に格差が生じるのは妥当ではない。

オ 審査請求人代理人は、特別障害者手当の認定請求の手続について横浜市が定めた事務取扱要綱等の開示請求を行い、令和2年8月13日に横浜市障害児福祉手当及び特別障害者手当事務取扱規則（昭和50年12月横浜市規則第123号）の開示を受けたが、同規則には特別障害者手当台帳に関する規定はなかった。

開示の実施の際に、「横浜市が他の地方自治体が定めた事務取扱要綱等に従ういわれはなく、たとえ国の行っている制度であっても、自治体ごとに制度運用において格差が生じても特段是正する必要はない」旨の説明を受けた。

横浜市が他の地方自治体が定めた事務取扱要綱等に従う理由はないが、横浜市に事務取扱要綱等がない理由付けにはならない。事務取扱要綱等がないから記録しなくてよいとの判断は明らかに不当である。

カ 実施機関は、「1件の認定請求に関する全ての履歴を記録することが困難」である旨説明するが、全ての履歴の記載が困難である理由及び最新の情報の更新が困難なシステムを導入した理由が示されていない。

キ 審査請求人は、特別障害者手当の認定請求をした者に対して送付された却下通知書の交付年月日（日付の一致）及び第一却下処分から第三却下処分までの情報（処分数の一致）が特別障害者手当台帳に記録されることを求めているだけである。

基本的な情報すら一致しない福祉保健システムの運用には疑念を持たざるを得ない。

5 審査会の判断

(1) 特別障害者手当に係る事務について

実施機関は、法に基づき、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者の福祉の増進を図ることを目的として、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当を支給している。

横浜市では、特別障害者手当の認定等の手続に係る事務処理や受給状況の共有のため、特別障害者手当台帳を使用している。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人に係る特別障害者手当台帳に記録されている特別障害者手当の認定請求の却下日である。

(3) 本件訂正請求について

本件訂正請求は、実施機関が、特定年月日 a 付の審査請求人に係る特別障害者手当の認定請求に対して、三度の却下処分を行っているにもかかわらず、特別障害者手当台帳の却下情報の却下日欄には「特定年月日 b」としか入力されていないとして、審査請求人が、本件保有個人情報について、却下通知書の交付年月日と一致させ、及び第一却下処分から第三却下処分までの処分の数が一致するよう訂正を求めるものである。

(4) 本件処分の妥当性について

ア 保有個人情報の訂正義務について、条例第36条では、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定している。

イ 条例第36条に定める訂正請求制度は、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるものである。そのため、自己を本人とする保有個人情報の訂正請求があった場合において、利用目的に照らして訂正の必要がないときは、訂正する義務はないと解される。

ウ 実施機関は、本件保有個人情報の利用目的の達成に必要ではないと判断し、非訂正としたと説明しているため、当審査会では、不明な点について実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。

(ア) 特別障害者手当台帳は、特別障害者手当の申請日、却下日等、特別障害者手当の認定、支給等の手続に係る申請書、通知書等の様式を作成する等のために必要な事項を入力し、及び申請等の受付状況、認定日、支給開始年月等の特別障害者手当の受給状況を職員間で共有するために使用している。

なお、特別障害者手当台帳は、申請書、通知書等の様式を作成する等のために必要な事項を入力すると、受給状況に関する情報のうち、日付や受付状況等の情報が自動的に反映される仕様になっている。

特別障害者手当台帳の却下日欄に表示される日付は、却下通知書を作成するために職員が特別障害者手当台帳に却下情報を入力する処理を行った日付である。

- (イ) 特別障害者手当台帳は、1件の認定請求に関して複数の同一作業の履歴を記録することができない仕様になっている。その理由は、1件の認定請求に対し、処分理由の異なる処分が複数存在することはあり得ないため、複数の履歴を記録する必要がないからである。
- (ウ) 審査請求人に係る特別障害者手当台帳の却下日欄に第一却下処分の却下情報を入力した日が表示されているのは、特定年月日 a 付の審査請求人に係る特別障害者手当の認定請求を却下する判断を第一却下処分から変更していないため、第二却下処分及び第三却下処分について、審査請求人に係る特別障害者手当台帳の入力処理をする必要がなかったためである。
- (エ) 横浜市においても、手引を参考に特別障害者手当に係る事務を行っている。手引では、標準的な様式として「関係書類受付処理簿」を備え付け、又は整備すること、特別障害者手当の受給資格について審査の結果、支給要件に非該当と認めるときには、受付処理簿の処理経過欄に却下の旨を記入するとともに却下通知書の交付年月日を記入すること等が記載されている。横浜市では、特別障害者手当台帳とは別に、手引に記載する「受付処理簿」を年度ごとに管理し、特別障害者手当の認定請求に対して受給資格を認めないと判断したときは、受付処理簿の処理経過欄に却下の旨及び却下通知書の交付年月日を記入している。

エ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

- (ア) 特別障害者手当台帳の利用目的は、実施機関の説明によれば、特別障害者手当の申請日、却下日等、特別障害者手当の認定、支給等の手続に係る申請書、通知書等の様式を作成する等のために必要な事項を入力し、及び申請等の受付状況、認定日、支給開始年月等の特別障害者手当の受給状況を職員間で共有するものである。特別障害者手当台帳の却下日欄に表示される日付は、却下通知書を作成するために職員が特別障害者手当台帳に却下情報を入力する処理を行った日付であり、申請書、通知書等の様式を作成する等のために必要な事項を入力すると、受給状況に関する情報のうち、日付や受付状況等の情報が自動的に反映される仕様

になっている。

そのため、本件保有個人情報、特別障害者手当台帳において、審査請求人に係る特別障害者手当の認定請求に対して却下通知書を作成するために却下情報を入力する処理を行った日付を管理し、及び当該日付が自動的に反映された情報を関係職員間で共有する目的で利用しているものと解される。

- (イ) 審査請求人は、本件保有個人情報について、却下通知書の交付年月日と一致させ、及び第一却下処分から第三却下処分までの処分の数が一致するよう訂正を求めているところ、審査請求人が提出した本件訂正請求に係る訂正請求書及び審査請求書並びにこれらの添付書類から第一却下処分の日、第二却下処分の日及び第三却下処分の日がそれぞれ特定年月日 c、特定年月日 d 及び特定年月日 e であったことは確認できるが、実施機関の説明によれば、横浜市では、却下通知書の交付年月日は、受付処理簿及び文書管理システムに記録し、及び管理し、特別障害者手当台帳では管理していない。そのため、本件保有個人情報を却下通知書の交付年月日と一致させるよう訂正することは本件保有個人情報の利用目的の達成に必要なでない。

また、実施機関は、第二却下処分及び第三却下処分をするに当たり、特別障害者手当台帳の入力処理をする必要がなかったと説明しているため、特別障害者手当台帳において、審査請求人に係る特別障害者手当の認定請求に対して却下通知書を作成するために却下情報を入力する処理を行った日付を管理する目的で利用している本件保有個人情報について、当該入力処理を行わなかった第二却下処分及び第三却下処分に関する情報を追加する訂正をすることも、本件保有個人情報の利用目的の達成に必要なでない。

- (ウ) 条例第36条に規定する訂正義務は利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるものであり、本件保有個人情報は、利用目的に照らして訂正の必要がないため、訂正する義務はない。

オ 審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

カ したがって、本件訂正請求には理由があるものと認めることはできない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を非訂正とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|--|-----------------------|
| 令和 2 年 7 月 2 日 | ・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理 |
| 令和 2 年 8 月 17 日 | ・審査請求人から意見書を受理 |
| 令和 2 年 8 月 20 日 (第260回第三部会) 令和 2 年 8 月 25 日 (第340回第一部会) 令和 2 年 8 月 26 日 (第382回第二部会) | ・諮問の報告 |
| 令和 2 年 9 月 14 日 | ・実施機関から反論書の写しを受理 |
| 令和 4 年 4 月 14 日 (第280回第三部会) | ・審議 |
| 令和 4 年 8 月 18 日 (第284回第三部会) | ・審議 |
| 令和 4 年 9 月 15 日 (第285回第三部会) | ・審議 |
| 令和 4 年 10 月 20 日 (第286回第三部会) | ・審議 |